

朝霞市規則第10号

朝霞市保育園給食費徴収規則の一部を改正する規則

朝霞市保育園給食費徴収規則（令和元年朝霞市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「理由により」の次に「同一月において」を加え、「20」を「19」に改める。

附則第2項の前の見出し、同項及び附則第3項中「令和7年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。